

いわき市農業委員会第4回総会議事録

会長 蛭田元起は、令和6年9月19日（木曜日）午後1時30分、いわき市農業委員会総会をいわき市役所東分庁舎5階会議室にて開催した。

1 出席者（計34名）

(1) 農業委員（24名）

1 鈴木 幸夫	11 平田 敬一	21 大竹 公治
2 鈴木 義直	12 鈴木 忠光	22 飯高 敬一
3 遠藤 重和	13 岡村 泰典	23 油座 盛明
4 木幡 仁一	14 佐川 良平	24 藁谷 昭夫
5 蛭田 元起	15 菅野 綾	
6 志賀 幸	16 木村 義昭	
7 田子 耕一	17 新妻 吉人	
8 古市 邦男	18 松崎 正信	
9 四家 誠	19 生田目 祥明	
10 中根 まり子	20 石井 英毅	

(2) 事務局（10名）

事務局長	草野 隆弘
事務局参事兼次長	中村 祐一
農政振興係長	赤津 剛士
農地調査係長	鯨岡 孝行
農地審査係長	蛭田 祥久
農地調査係 主査	鈴木 昌則
農地審査係 主査	櫛田 秀則
農地審査係 主査	浅川 実利
農地審査係 主事	千葉 風摩
農政振興係 主査（書記）	鹿内 竜也

2 欠席者

3 会議の概要（注：個人情報に係る箇所を除く。）

事務局
(中村次長)

それでは、議事に入ります。

議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。

蛭田会長、よろしくお願いいたします。

議長
(蛭田会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

まず、本日の通告欠席はございません。

現在、委員24名中24名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する総会開会に必要な過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

只今より、いわき市農業委員会4回総会を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号9番 四家誠委員、議席番号10番 中根まり子委員、以上2名の委員をお願いいたします。

また、書記は事務局をお願いいたします。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程の全てを要約することなく詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供すること」とされております。

これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、会務報告に入りますが、これまで報告内容を事務局が読み上げて参りましたが、総会運営に係る時間短縮の観点から、今後は読み上げによる報告を省略したいと思います。

今月の報告は、令和6年8月分となります。

議案書2ページに記載のとおりですので、各自ご確認下さい。

これより議事に入りますが、先に留意事項について申し上げます。

総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられていることから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。

次に、議案・報告案件において、取下げ・追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局
(赤津係長)

特に、取下げ・追案等はありません。

<p>議長 (蛭田会長)</p>	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないこととされております。</p> <p>本日、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」において、議席番号2番 鈴木義直会長職務代理者が該当しております。</p> <p>鈴木会長職務代理者には、当該審議の際に一時退出をお願いします。</p> <p>その他該当する方がいれば、議案審議の際に申し出て下さい。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (蛭田係長)</p>	<p>議案書の3ページをお開き願います。</p> <p style="text-align: center;">【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p>
<p>事務局 (千葉主事)</p>	<p>議案説明書の1ページをお開きください。</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>議案説明書の2ページをご覧になりながらお聞き下さい。</p> <p>併せて地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧下さい。</p> <p>番号1番から番号3番につきましては、売買による所有権の移転です。</p> <p>なお、番号2番につきましては、新規就農案件となっております、申請地は譲受人の自宅の隣接地であることから、耕作を容易に行うことが可能であり、取得後は、じゃがいもなどの露地野菜を作付けする予定となっております。</p> <p>また、譲受人の所有農機具は草刈り機のみであることから、耕起などについては、知人へ委託する計画となっております。</p> <p>以上が、今月の農地法第3条許可による案件となります。</p> <p>今月の3条申請面積につきましては、田2,903㎡、畑169㎡、合計3,072㎡となります。</p> <p>説明は、以上です。</p>
<p>議長 (蛭田会長)</p>	<p>只今、議案第1号について、事務局より説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。</p>
<p>3番 遠藤委員</p>	<p>番号1番から番号3番の案件につきましては、現地を調査しました結果、特段、問題はありませんでした。</p> <p>報告は、以上です。</p>
<p>議長 (蛭田会長)</p>	<p>只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。</p> <p>これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。</p>

7 番 田子委員	番号3番について、お伺いたします。 図面を見ますと、申請地が法面のようにしか見えないのですが、これは農地なのでしょうか。
事務局 (千葉主事)	申請地については、基盤整備により、譲受人が所有する隣接地と2筆で一枚の田を形成しております。 図面上では、法面にレイヤー処理が施されておりますが、法面を含む田の一部を譲り受けることになります。
議長 (蛭田会長)	そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第1号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (蛭田係長)	議案書の4ページをお開き願います。 【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (櫛田主査)	議案説明書の5ページをお開き願います。 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。 議案説明書の6ページをお開き願います。 配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聞き下さるようお願いいたします。 なお、「現地調査位置図」は4ページから、「意見及び決定理由書」は1ページ、受付番号5054番からとなります。 それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。 番号1番、小名浜野田、田805㎡、車両置場兼資材置場（恒久転用）、所有権の移転。 番号2番、内郷高野町の2筆、いずれも畑、計1,881㎡、観賞用バラ園、所有権の移転。 番号3番、内郷高野町、畑389㎡、自己住宅建築、使用貸借権の設定。 番号4番、四倉町狐塚、田470㎡、畑853㎡、駐車場及び檀家用農業機械・農機具置場、賃借権の設定。 番号5番、四倉町、18筆の各一部、いずれも田、計2,825.71㎡、電気事

<p>事務局 (榎田主査)</p>	<p>業工事用地としての一時転用、賃借権の設定。 番号6番、三和町合戸、畑 413 m²、資材置場としての一時転用、賃借権の設定。 以上6件、面積は、田 4,100.71 m²、畑 3,536.00 m²、合計 7,636.71 m²となります。 これら6件について、申請内容を精査した結果、農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしております。 説明は、以上です。</p>
<p>議長 (蛭田会長)</p>	<p>只今、議案第2号について、事務局より説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。</p>
<p>11番 平田委員</p>	<p>番号1番から番号4番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。</p>
<p>議長 (蛭田会長)</p>	<p>続いて、事務局よりお願いいたします。</p>
<p>事務局 (榎田主査)</p>	<p>番号5番及び番号6番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。</p>
<p>議長 (蛭田会長)</p>	<p>只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。</p>
	<p style="text-align: center;">【意見・質問なし】</p> <p>ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第2号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第3号「農地等の買受適格証明願いについて」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (蛭田係長)</p>	<p>議案書の5ページをお開き願います。 【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】</p>
<p>事務局 (千葉主事)</p>	<p>議案説明書の8ページをお開き下さい。 議案第3号「農地等の買受適格証明願いについて」、ご説明いたします。 農地等の買受適格証明願いについてですが、申請農地が仙台国税局を通</p>

事務局
(千葉主事)

じ、公売に出されたことから、農地の公売手続き上、入札書に買受適格証明を添付する必要があるため、今回申請がなされたところです。

なお、耕作目的での買受適格証明願となりますことから、交付対象者が最高価格買受申出人等となったうえで、公売落札者となり、農地法第3条の許可申請書を提出した場合には、証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、買受適格を有すると議決した内容により、速やかに農地法第3条の許可処分を行うこととなります。

従いまして、併せて3条許可の要件を満たしているかも審議を頂くこととなります。

なお、権利の移転については、後日総会で報告をさせていただきます。

また、入札期間は、令和6年9月24日から令和6年10月1日、午前9時から午後5時までとなり、開札日時は、令和6年10月3日、午前10時、仙台国税局にて開札となります。

売却決定期日は、令和6年10月24日、午前10時となります。

今回の願出人は、小名浜、(氏名は不表示)、土地の所在地につきましては、鹿島町米田、田30㎡、鹿島町米田、田1,449㎡、耕作の用に供するため、公売に参加することを目的としており、新規就農案件となっております。

保有農機具については、記載のとおりとなります。

栽培予定作物は、田から畑への農地改良を行い、ネギ、ピーマン、ドラゴンフルーツを作付けする予定となっております。

また現況は雑草等が繁茂している状態となっておりますが、願出人により営農計画を聴取したところ、草刈り、農地改良等について、農業用機械の導入はせずにすべて一人で行うとの話でした。

現場の状態と聴取した内容、現地調査を実施した農業委員の方の意見等を踏まえ、農地法第3条第2項第1号、全てを効率的に耕作しない場合に該当すると判断されるため、買受適格を有することの証明の交付については不適であると考えます。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第3号について、事務局より説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

15番
菅野(綾)
委員

番号1番の買受適格証明願につきまして、対象農地の現地を確認しましたが、雑草等が繁茂している状態となっております。

事務局から説明のありましたとおり、草刈り、農地改良等について、農業用機械の導入はせずにすべて一人で行うということから農地の全てを効率的に耕作すると認められないとし、買受適格を有することの証明は出来ないと判断します。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、「農地法第3条第2項第1号に該当することから、買受適格を有することの証明は出来ないと判断される」とのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第3号について、「買受適格を有することの証明は行わない」とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第3号「農地等の買受適格証明願いについて」は、買受適格を有することの証明は行わないことといたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の6ページをお開き願います。

【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(浅川主査)

議案説明書の9ページをお開き願います。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて」、ご説明いたします。

議案説明書の10ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」の17ページ及び18ページをご覧になりながら、お聞き下さるようお願いいたします。

それでは、説明いたします。

番号1番、土地の所在は、小名浜上神白の計3筆、登記地目はいずれも田、転用面積は計1,658㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

当該案件は、令和5年8月25日付け、いわき市農業委員会指令第5035号により許可を受けており、本来の工事完了予定日は令和6年1月31日です。

取消理由については、工事着手前に軟弱地盤であることが確認されたため、地盤改良工事を行って対応を試みるも、追加工事費用が765万6千円以上かかることが判明し、粗利率がマイナスになることから、錯誤を理由として本年8月9日付けで土地の売買契約を取り消しました。

このことから、農地転用許可により補充すべき法律行為（所有権の移転）が遡ってなかったことになるため、許可の取消しを願い出たものです。

続きまして番号2番、土地の所在は、常磐三沢町、登記地目は田、転用面積は1,197㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

当該案件は、令和5年9月26日付け、いわき市農業委員会指令第5047号により許可を受けており、本来の工事完了予定日は令和6年2月29日です。

取消理由については、番号1番と同様、工事着手前に軟弱地盤であることが確認されたため、地盤改良工事を行って対応を試みるも、追加工事費

事務局
(浅川主査)

用が 765 万 6 千円以上かかることが判明し、粗利率がマイナスになることから、錯誤を理由として本年 7 月 30 日付けで土地の売買契約を取り消しました。

このことから、農地転用許可により補充すべき法律行為（所有権の移転）が遡ってなかったことになるため、許可の取消しを願い出たものです。

なお、許可日から約 1 年、本来の工事完了予定日から約半年を経て許可の取消しを願い出た経緯についてですが、両案件とも、譲受人（転用事業者）側では本年 3 月に「工事継続不可」との結論に至ったものの、その後の譲渡人との土地売買契約の取消交渉に時間を要したためとのことでした。

転用事業者からの再発防止策として、「今後は、農地転用申請前に載荷試験を実施して、軟弱地盤の確認を行う」旨示されております。

なお、議案第 2 号の審議の際に使用しました「許可申請に係る意見及び決定理由書」の 14 ページから 16 ページに、許可処分の取消願いに係る農業委員会の事務処理の流れについて掲載しておりますので、併せてご確認願います。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第 4 号について、事務局より説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、事務局よりお願いいたします。

事務局
(浅川主査)

番号 1 番及び番号 2 番について、事務局で現地を調査した結果、工作物等は残置されておらず、元の更地の状態に戻っていることを確認しました。報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、「願出対象地について、原状回復がなされていた」とのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

2 番
鈴木（義）
職代

この株式会社 ES-MIRAI ですが、今年 6 月の総会で、「当初の事業計画どおりに工事が完了していない案件が全て整理されるまでは、新たな転用許可申請を保留している」という話があったと思います。

今回の許可取消しが認められた場合、許可申請を再開するということがよろしいでしょうか。

事務局
(浅川主査)

お見込みのとおりです。

今回の許可取消しが認められ次第、当該事業者は許可申請を再開する意向であると代理人行政書士から聞いております。

2 番
鈴木（義）
職代

今まで保留していた分を、まとめて一気に申請するといったことは、まさかないとは思いますが、今年 6 月の総会での事業計画変更の理由も、軟弱地盤とか、地中の障害物とか、施工業者とのスケジュール調整不足とか、色々ありましたので、今後の許可申請において、事業計画どおりに転用を

2番
鈴木（義）
職代

進められるかどうか、十分注意して審査しなければならないと思います。
これは申請件数次第にはなりますが、例えば、「全ての案件が事業計画どおりに工事完了するまでは、新たな転用許可を行わない」といった措置も検討すべきではないでしょうか。

転用許可の一般基準にも、「事業を行うのに必要な信用があるか、転用事業者の過去の事業実績等から総合的に判断すること」とありますので。

以上、私からの意見です。

議長
（蛭田会長）

そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

7番
田子委員

譲渡人との間で売買の取消しが難航したため、取消願いが出されるまでに半年ほどかかったというお話でした。

業者は農地の売買に当たり、必ず特約条項を付けるのですが、農業委員会によって「不許可になった」、「許可が取消しになった」、そういった場合には、「譲渡人は業者に対し、売買代金を返さなければならない」といった特約が必ず入っております。

こういう業者は、自分たちに都合が悪くなると、色々な理由を付けて、その取引をなかったことにする、そういう手段を取る訳です。

土地の売買取引をなかったことにして、譲渡人からお金を返してもらおう。

業者は懐を痛めないで、適当に土地を買い溜めし、不要な土地は何だかんだ理由を付けて解約し、そしてお金を返してもらおう。

こういう手口をいつまでも許していたのでは、高齢により耕作が出来なくなり、当面の生活費のために売却したい方や、急遽お金が必要で売却したい方などが、非常に困ってしまう訳です。

従って、農家を守る立場としては、許可が取消しされてもお金を返さなくていい方法を考えなければならないと思います。

今回、農業委員会が取消したとなると、業者は「許可が取消しされたため、太陽光発電は設置できません。土地の売買取引は無効ですので、代金を返してください」とするのだと思います。

それを防ぐために、「農業委員会による許可取消し」ではなく、「業者からの取下げ」という形で対応すべきだと考えます。

業者の都合により太陽光発電を設置しないことになりますので、農地を売却した方には、損害が発生しなくなると思います。

事務的な方法で、そのような対応は取れないでしょうか。

事務局
（浅川主査）

県が作成したマニュアル、「農地法関係事務処理の手引」において、許可申請の取下げについては、「許可処分が行われる前までに」とありますので、一度許可処分を行っている以上、今回の場合は取下げに馴染まないものと考えます。

なお、株式会社 ES-MIRAI につきましては、6月の総会の事業計画変更

事務局
(浅川主査)

申請を承認する際に、「今後こういったことがないよう、転用候補地の選定を含め、事業計画を十分立てたうえで転用申請を行うこと」という嚴重注意を付すとの議決を頂いております。

今後の申請については、この議決内容を踏まえて対応する考えです。

例えば、「軟弱地盤で工事ができない」、「施工業者とのスケジュール調整がうまくできなかった」といった事業者の一方的な都合で、安易に許可取消しや事業計画変更に走ることがないよう指導したいと考えております。

議長
(蛭田会長)

そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて」は、原案のとおり可決いたします。

ここで、議案第5号に入る前に、10分間の休憩を取ります。

午後2時25分まで休憩とします。

【10分間の休憩】

それでは、議事を再開いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」審議いたしますが、冒頭での説明のとおり、議事参与の制限に、議席番号2番 鈴木義直会長職務代理者が該当しております。

鈴木会長職務代理者については、一時退出をお願いします。

【鈴木会長職務代理者、一時退出】

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の7ページをお開き願います。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(鈴木主査)

議案説明書14ページをお開きください。

借受者、番号1についてですが、対象農地の水捌けが悪く、栽培作物の耕作に適していないことから、所有者・借受者の双方で話し合い申出を取り下げることとなりました事を市より連絡がありました。

本日お配りしました資料2が、差替え資料となります。

資料2の2ページをお開きください。

議案第5号は、令和5年4月より基盤強化促進法の一部が改正されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律(第19条第3項の規定)により、市が農業委員会に対し意見を求めるものです。

なお、本総会での意見徴収後は、市を通して福島県により公告を行うも

事務局
(鈴木主査)

のです。

内容については、次ページをご覧ください。

公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により農地中間管理権を取得している農地について、新たに借受者を設定するものです。

実施地区は平、借り手は1名、対象筆数は畑6筆、面積は畑3,660㎡となります。

なお、貸付相手方の要件については、満たしているものと思われま。説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第5号について、事務局より説明がありました。

当該計画(案)に対するご意見のある方は、ご発言をお願いします。

【意見なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第5号について、意見なしとすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」は、農業委員会の意見は、「なし」といたします。

それでは、鈴木会長職務代理者、入室願います。

【鈴木会長職務代理者、入室】

次に、報告に入ります。

始めに、報告第1号から第4号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の8ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読し、報告事項(農地法第3条の3第1項の規定による届出について)を説明】

それでは、議案説明書の15ページから22ページをお開き願います。

今月の報告件数は33件、権利の移動理由は、全て「相続」です。

権利の取得面積は、田85,174.24㎡、畑63,323.52㎡、合計148,497.76㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の9ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読し、報告事項(農地法第4条第1項第7号の規定による届出について)を説明】

議案説明書の23ページから24ページをお開き願います。

今月の報告件数は1件、転用面積は、田0㎡、畑998㎡、合計998㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の10ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読し、報告事項(農地法第5条第1項第6号の規定による届出について)を説明】

議案説明書の25ページから28ページをお開き願います。

<p>事務局 (蛭田係長)</p>	<p>今月の報告件数は13件、転用面積は、田9,679㎡、畑1,593㎡、合計11,272㎡です。</p> <p>以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。</p> <p>続きまして、議案書の11ページをお開き願います。</p> <p>【報告第4号を朗読し、報告事項（農地法第18条第6項の規定による通知について）を説明】</p> <p>議案説明書の29ページから30ページをお開き願います。</p> <p>今月の報告件数は1件、面積は、田1,088㎡、畑0㎡、合計1,088㎡です。</p> <p>以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。</p> <p>報告は、以上です。</p>
<p>議長 (蛭田会長)</p>	<p>次に、報告第5号について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (赤津係長)</p>	<p>議案書の12ページをお開き願います。</p> <p>【報告第5号を朗読し、報告事項（引き続き農業経営を行っている旨の証明書について）を説明】</p>
<p>議長 (蛭田会長)</p>	<p>議案説明書の31ページから32ページをお開き願います。</p> <p>今月の交付件数は1件、内訳は、「相続税の納税猶予」です。</p> <p>面積は、田0㎡、畑672㎡、合計672㎡です。</p> <p>以上、事務局長が専決し、証明書を交付しましたので報告いたします。</p> <p>報告は、以上です。</p>
<p>議長 (蛭田会長)</p>	<p>以上、事務局説明のとおりですので、ご承知置き願います。</p> <p>次に、その他に入ります。</p> <p>始めに、事務局より何かございますか。</p>
<p>事務局 (鹿内主査)</p>	<p>【資料1】令和7年いわき市農作業労働賃金標準額について ⇒ 上記資料により、次のとおり報告した。</p>
	<p>＜前回（第3回総会）の協議結果＞</p> <p>「多数決制」を採用し、「今年度は、額改定の協議を行わない」ことに決定した。（内訳：委員23名中、協議を行う7名、協議を行わない16名）</p> <p>(1) 額改定の協議を行わない場合でも、標準額表は次のとおり作成する。</p> <p>① 印刷及び配付については、毎年行う。</p> <p>② 福島県最低賃金については、最新のものを掲載する。</p> <p>(2) 次年度以降の標準額の策定作業については、次のとおりとする。</p> <p>① 毎年2月総会にて、景気の動向などを踏まえながら、額改定の協議を行うべきか判断する。</p> <p>② 急を要する場合などは、会長の判断により適宜協議する。</p>

事務局
(浅川主査)

農地法第 51 条第 1 項に該当する事案（渡辺町田部地内）について
⇒ 上記について、次のとおり報告した。

先月 20 日開催の第 3 回総会の議案第 7 号にて審議した、渡辺町田部地内における農地法・農振法違反事案について、「原状回復命令に違反していることから、警察への告発を検討する」旨議決を受けたことを踏まえ、今月 9 日、いわき東警察署及び県いわき農林事務所の農振法担当者と改めて打合せを行った。

その結果、本事案を巡るこれまでの経緯などから、「今回の原状回復命令違反について、告発に値する」ことを改めて確認し、粛々と手続きを進めていくこととなった。

本事案については、また動きがあり次第、総会の場で随時報告する。

議長
(蛭田会長)

そのほか、事務局より何かございますか。

【特になし】

では、委員の皆様から何かございますか。

19番
生田目委員

只今、違反転用の話が出ましたので、事務局にお願いがあります。
今年 2 月の総会で「公共工事を請け負う業者が違反転用を行った場合、いわき市では、農地法違反に対する行政処分を行ってからでないと、指名停止には出来ない」との話があったかと思えます。

どこの自治体かは失念しましたが、「農業委員会の総会で、工事業者が違反転用を行ったと認定された場合は、違反が是正されるまでの間、その業者を指名から外すことが出来る制度」を設けているところもあると聞きました。

どこの自治体か、調べていただけないでしょうか。

事務局
(浅川主査)

確か、宮城県の登米市でそういった制度を設けていたかと記憶しておりますが、詳細を調べたうえで、ご報告します。

議長
(蛭田会長)

そのほか、委員の皆様から何かございますか。

【特になし】

特にないようですので、以上をもちまして、いわき市農業委員会第 4 回総会を閉会いたします。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第3号	農地等の買受適格証明願いについて	「買受適格を有することの証明は行わない」ことで可決
第4号	農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて	原案のとおり可決
第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について	「意見なし」にて可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第5号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員

2 鈴木 義直

6 本総会の閉会時刻

午後2時45分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

9 四家 誠

10 中根 まり子